

湖南省工場用地等情報提供事業

1. 目的

企業の誘致の推進は、産業構造の多角化及び高度化を推進するとともに市民の雇用機会の創出及び拡大に繋がります。そこで、市内の空き工場、遊休地などの情報を、所有者等から市に登録していただき、立地検討企業の方々に広く紹介します。また、立地希望者の情報を市に登録していただき、所有者等に紹介します。

2. 制度概要

○ 所有者等の申請

- (1) 物件所有者等から市に登録申請
- (2) 市が工場用地等登録台帳に記載
- (3) 市が立地検討企業に情報発信
- (4) 立地検討企業が市の情報を閲覧・問い合わせ
- (5) 物件所有者等と立地検討企業が直接交渉

※ 所有者等の承諾があれば、市のホームページで情報を公開します。

○ 希望者の申請

- (1) 立地検討企業等から市に登録申請
- (2) 市が企業立地希望記載票に記載
- (3) 市が工場用地等登録申請者に情報発信
- (4) 工場用地等登録申請者が市の情報を閲覧・問い合わせ
- (5) 物件所有者等と立地検討企業が直接交渉

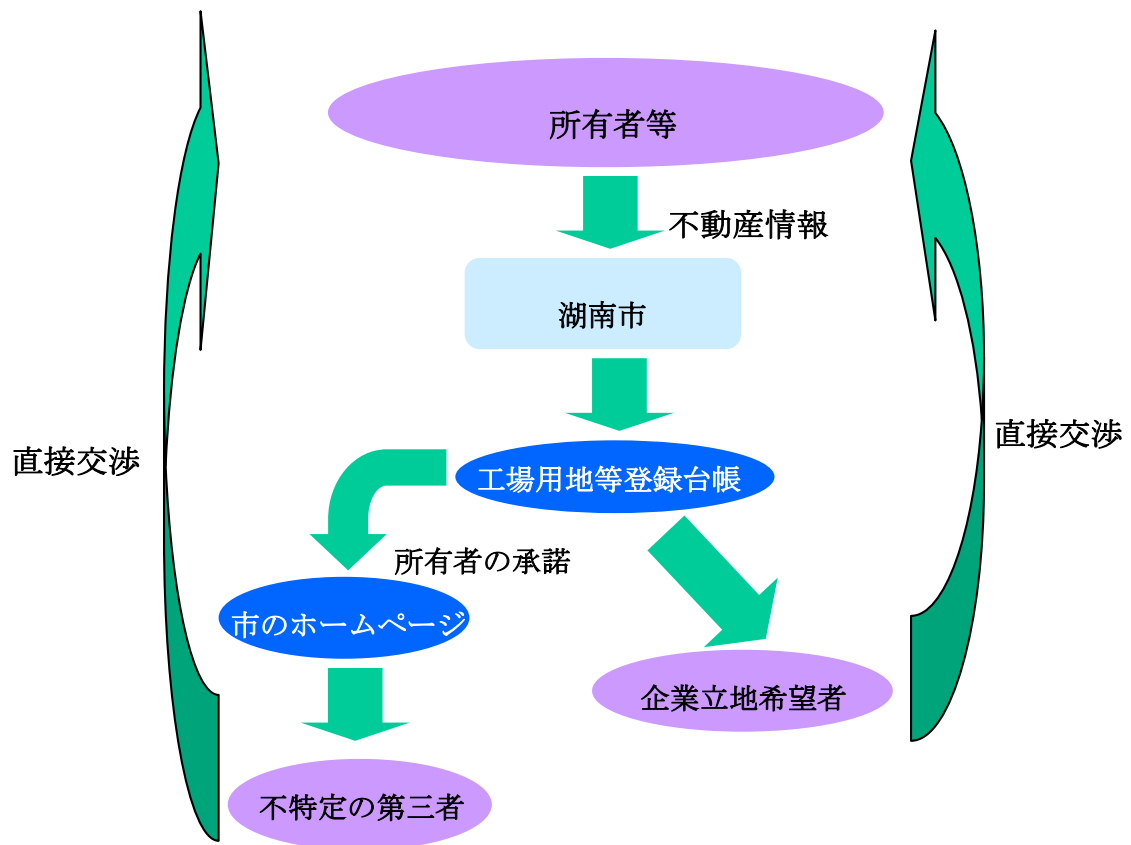
3. 留意事項

- (1) 市は、情報提供するのみで、交渉及び契約について関与せず、一切責任を負いません。

4. 登録要件

- (1) 所在地が市内であること
- (2) 以下のいずれにも該当しないこと
 - ① 立地に関して都市計画法、建築基準法、消防法、その他の法令又は本市の条例、規則、要綱等の規制又は基準に抵触するもの
 - ② 立地に関して湖南省総合計画、湖南省都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に合致しないもの
 - ③ 宅地建物取引業者にその工場用地等の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合であって、当該宅地建物取引業者との契約に違反し、又は違反するおそれがある場合
 - ④ 登録の申込みの内容に虚偽の記載がある場合
 - ⑤ 既に宅地建物取引業者等に仲介等を依頼しているときで、宅地建物取引業者等の同意がない場合
 - ⑥ その他市長がこの事業の対象とすることが不相当と認めるもの

○ 所有者等からの申請



○ 希望立地希望者からの申請

